

2020年 6月 212号



編集発行 連合山形鶴岡田川 地域協議会

鶴岡市泉町8-57 TEL 0235-25-8605 労働組合センター内

選挙闘争

【選挙活動】

「特定の議員選挙において」「特定の議員候補者を当選させるために」「有権者に働きかける」の三要素による行為を選挙活動と言い、実施できる期間は告示から投票日前日までの期間(参議院選挙17日間、衆議院選挙12日間、市会議員選挙7日間)と限られています。

【選挙活動で気をつける7項目】

選挙活動の際に、以下の7項目に注意する必要があります。

- 1. 事前運動の禁止(第129条) 告・公示前の選挙活動
- 2. 戸別訪問の禁止(第138条) 投票依頼を目的にした戸別訪問
- 3. 飲食物提供の禁止(第139条) 選挙事務所・集会等での飲食
- 4. 買収、供応の禁止(第221条) 金品による投票依頼
- 5. 文書・図画の規制(第142条) 選挙期間中のビラ・広報の規制
- 6. 未成年者の運動の禁止(第137条) 未成年者に関する規制
- 7. 気勢を上げる行為の禁止(第140条) デモ・集会などでの大声

【政治活動】

「集会・デモ等の大衆活動」「請願・陳情・署名等の要請活動」「各種役員の選出等の 人材登用」など、課題を解決するため政党や政治家に働きかける行為で、選挙活動以外を 政治活動と言います。実施できる期間は限定されていません。

【後援会活動】

「特定の人を支持する組織をつくり、加入を促進する」後援会活動は法的に認められている政治活動で、後援会として実施する家庭訪問は選挙活動で禁止されている戸別訪問とは異なります。但し、選挙期間中の後援会活動が選挙活動とみなされないよう注意する必要があります。

【文書・図画の規制】

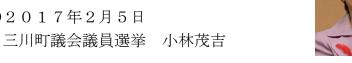
後援会の結成や加入の勧誘をする文書や後援会総会の開催通知を出すことは政治活動の 範囲内であると考えられていますが、頒布先や方法・態様や時期など社会通念上妥当と認 められない場合は選挙活動とみなされるケースがあるため注意が必要です。

【ポスター掲示】

選挙期間中であっても政党の政治活動用ポスターを屋外に掲示することは問題ありませんが、個人が特定できる内容の場合は公職選挙法に違反するケースがあるため注意が必要です。また、不特定多数の人に見えない室内に選挙用のポスターを貼ることは可能です。

【鶴岡田川地域協議会が取り組んできた選挙闘争】

- ●2016年7月10日 第24回参議院議員選挙・県選挙区選挙 舟山康江
- ●2017年1月22日 山形県知事選挙 吉村美栄子
- ●2017年2月5日









舟山 康江

●2017年10月15日 鶴岡市長選挙 皆川治



皆川 治



小野 由夫



渡辺 洋井



石井 清則



加賀山 茂



小林 茂吉

- ●2017年10月15日 鶴岡市議会議員選挙 小野由夫、加賀山茂、石井清則、渡辺洋井、今野美奈子
- ●2019年4月7日 山形県議会議員選挙 今野美奈子 髙橋 淳
- ●2019年7月21日 第25回参議院議員選挙・県選挙区選挙 芳賀道也



今野 美奈子



髙橋 淳



芳賀 道也



連合役員とその仲間たち

連合山形鶴岡田川地域協議会は「連合の政策」を実現するため、連帯できる議員の誕生 に取り組んでいきます。

選挙闘争に組合員の結集をよろしくお願いします。

*渡辺洋井市議ご冥福お祈りします。